

前橋市環境基本計画の策定について

R8.8.24 環境政策課

1 計画策定の根拠と目的

根拠…前橋市環境基本条例

目的…良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること（前橋市環境基本条例第10条）

■前橋市環境基本条例

第1条（目的）

この条例は、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

第10条（環境基本計画）

市長は、前条の基本方針に基づき、前橋市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 環境基本計画は、良好な環境の保全および創造に関する総合的かつ長期的な目標、施策の方向、配慮指針その他の必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ前橋市環境審議会の意見を聴くものとする。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

2 環境基本計画の目指す姿

◆ 3つの基本理念 ～前橋市環境基本条例第3条から～

①良好な環境の確保と承継 ②循環型社会構築 ③地球環境保全の推進

■第3条（基本理念）

良好な環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営む上で必要とする環境を確保するとともに、環境の恵みが将来の世代に引き継がれるように適切に行われなければならない。

2 良好な環境の保全及び創造は、人と自然が共生することができ、かつ、環境への負荷が少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会の構築を目指して、市、市民及び事業者がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は、市、市民及び事業者のすべてが自らの課題であることを認識し、それぞれの日常生活及び事業活動において、相互に協力し、及び連携して推進されなければならない。

◆ 5つの環境像 ～前橋市環境基本条例第9条から～

①環境汚染の防止 ②生態系の保護 ③快適環境の創造 ④地球環境の保全 ⑤環境保全活動の活性化

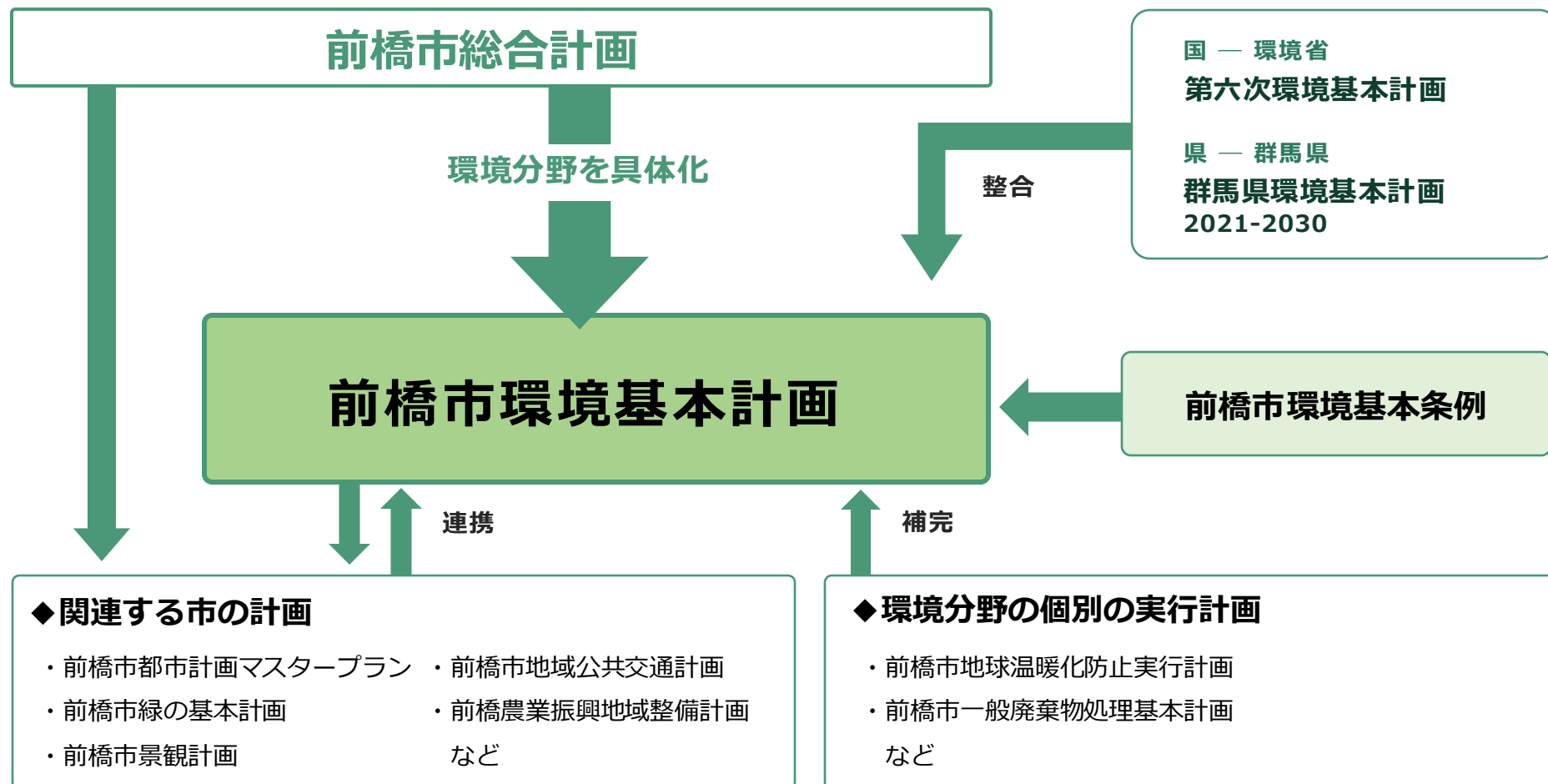
■第9条（基本方針）

良好な環境の保全及び創造に関する基本方針は、次のとおりとする。

- （1）典型7公害を含めた都市型公害の改善が進み、新たな環境汚染の発生が未然に防止されるまちづくりを行うこと。
- （2）多様な生態系が維持され、市民に潤いと安らぎを与える自然環境が守られ、はぐくまれるまちづくりを行うこと。
- （3）水と緑、歴史等の環境資源を有効に活用し、快適な環境が創出されるまちづくりを行うこと。
- （4）地球規模の考えを持ち、環境への負荷の低減や循環型都市の形成に向けた取組が市内各所で行われるまちづくりを行うこと。
- （5）市民及び事業者が主体的に良好な環境の保全及び創造に関する活動に参加するまちづくりを行うこと。

3 計画の位置づけ

環境分野の総合的な計画として、関連する計画と連携・補完しながら施策を進める



4 策定の概要と計画期間

現計画はこちらからご覧になれます
(前橋市ホームページへのリンク) →



・気候変動の影響の深刻化 ・脱炭素社会実現に向けた動き ・生物多様性の保全 など

▶ 近年の環境課題の動向を踏まえ、現状に即した計画となるよう内容を策定し、
環境基本条例に基づく**基本理念**及び**5つの環境像**の実現を目指す

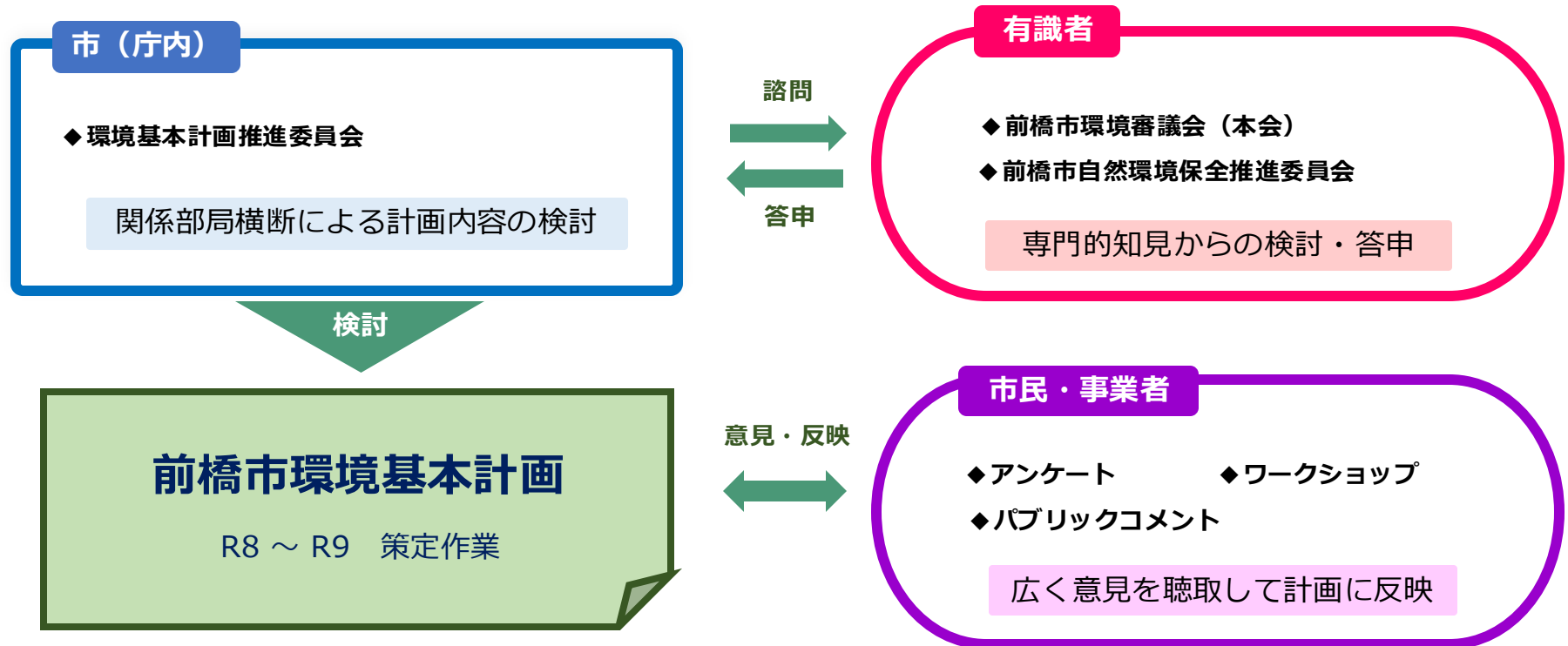
◆計画期間：令和10年度～令和19年度の10年間（5年経過時に見直し）

R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
現計画期間		次期計画期間（10年間）									
計画策定事務						見直し					

※ 5年経過時に社会情勢・国県計画等の変化を踏まえ、目標指標・施策の見直しを実施する。

5 計画策定の推進体制

- ・多様な主体が役割を分担しながら計画策定を進める。
- ・ワークショップや各会議などで、意見を聴きながら計画の内容の検討、反映を行う。



6 スケジュール

項 目	令和 8 年度												令和 9 年度												令和 10 年度		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4		
(1) 策定方針作成																											
(2) 環境基本計画の策定																											
・ 骨子作成																											
・ 草案作成																											
・ 成文作成																											
・ 概要版・こども版作成																											
【審議会・意見聴取等】																											
・ ワークショップ、アンケート（市民・事業者・こども）																											
・ 環境審議会																											
・ 庁内検討会議																											
・ パブリックコメント																											

新環境基本計画期間開始